



## 金融商品取引法に関する意見書

2006年4月11日  
社団法人 経済同友会

### I. はじめに

#### 1. 「貯蓄から投資へ」の法整備が進展

日本経済は、不良債権問題に翻弄された「失われた15年」とも呼ばれる低迷を克服しつつあり、脱デフレを宣言できる時期も視野に入りつつある。しかしその一方で、既に始まった人口減少や巨額の政府債務残高などの問題があり、将来に向けて懸念材料が重くのしかかった状況にある。

今、日本にとって重要なことは、過去の清算に追われた行動パターンを転換し、将来生じうる様々な問題に対応しうる強靱な経済構造の構築に向け、官民が着実に前進していくことである。これまでの改革の成果を単に消費するのではなく、将来に向けて付加価値を生み出していくためには、未来志向の投資を積極的に実行していくことが不可欠である。

とりわけ企業は、不確実な環境のもとで、グローバル競争に勝つための投資を一段と積極化させる必要があるが、その原資となるリスクキャピタルが円滑に供給されることが望まれる。日本の個人が、自己責任の下、一定のリスクを許容した資産運用を行っていくことが、このためにも有用である。そうした運用姿勢は、企業のためのみならず、個人にとっても、小さな政府の時代において、長寿化、高齢化に備えていく上でも合理的な行動といえる。

しかし2001年の骨太の改革第一弾で「貯蓄から投資へ」が掲げられて5年が経とうとし、この間、証券税制改革も含め各種の証券市場活性化策が実行されたにも拘わらず、個人金融資産に占める現・預金の割合は50%強と、改革当初とほぼ同水準のままというのが現実である。「貯蓄から投資へ」という政策目標

を絵に描いた餅に終わらせないためにも、これまで以上に抜本的に改革を推進する必要がある。

「貯蓄から投資へ」が実現していない背景には、様々な要因が考えられよう。バブル崩壊後、証券投資のリスク・リターンが必ずしも魅力的に推移しなかったこと、預金の安全性確保に重点を置いた政策が続けられたこと、証券市場に対する不信感や証券投資に関する知識不足が存在すること等が指摘できるかもしれない。もとより、「貯蓄から投資へ」とは、個人に望まぬリスクを押し付けようということではない。あくまで個人の合理的選択の下に、保有資産の多様化が実現していくことが望ましい。そうした合理的選択が促進されるよう、今後、未だ残る各種の問題点を一つ一つ是正していかなければならない。

個人に投資を促す上での法整備が立ち遅れているという点は、とりわけ重大な問題点と言えよう。各種の投資商品間で利用者保護の枠組が異なっていたり、投資商品によっては保護の枠組すらないといった問題は、本来、個人の経済活動として、ごく普遍的・日常的に営まれてしかるべき投資という行動を、必要以上にわかりにくくしたり、不安なものとしていた可能性がある。こうした問題へ対処すべく、今通常国会において、幅広い投資商品に関する利用者保護の枠組である金融商品取引法の成立が目指されているが、以上のような観点から、極めて時宜を得たことと評価したい。

投資商品に関する利用者保護の枠組が整備されていなかったことは、個人投資家のみならず、企業や機関投資家など市場参加者一般にとっても、市場や仲介業者を通じて、利便性の高い金融サービスを楽しむににくいという問題にもつながっていたと考えられる。とりわけ、業態縦割りの法制度や画一的な法規制の結果、利用者の多様なニーズに円滑に応えた金融サービス提供が阻害されていたものと考えられる。

金融商品取引法案においては、業態縦割りの法制度の問題を克服し横断的な規制とすることが目指されていること、また「柔軟化」という観点から、特定投資家（プロ）向けの商品や業務には極力規制を緩和し、一般投資家（アマ）向けの商品や業務には投資家保護を充実させるなど、規制の必要度に応じたメリハリのある制度設計が目指されている点は、評価される。

## 2. より完成された姿へ歩みを進める必要性

業態横断的かつ包括的な金融法制の必要性は、日本版ビッグバンに関する審議会答申でもその必要性が強調されていたものである。日本版ビッグバンそのものは、既存の金融法制の大きな枠組を変えない範囲で、可能な限り改革を急ぐことが優先されたのであるが、2001年3月のビッグバンの実現時期に間に合

うように、金融法制自体を抜本的に見直すこと、すなわち日本版金融サービス法の導入が構想されていたのであった。しかしこの構想は、膨大な作業の必要性や関係者間の意見対立も背景に頓挫した経緯がある。

今回、「貯蓄から投資へ」の取組みが促進されていることに加え、一部の投資商品の分野で、利用者保護上の問題が深刻な社会問題となってきたことから、投資商品の分野に焦点を絞った法制定となっている。このため、同法については今後、より幅広い商品を包含する姿を目指し、今後ともさらなる改正が加えられていく必要がある。また、従来から指摘されている海外の投資家保護の問題や、日本における規制が金融取引のオフショア化を招くといった国際的視点からの議論が、未だ十分されていないと思われる。

本意見書は、国会における金融商品取引法案に関する議論や、今後の政令、府令策定にあたっての参考に供すると同時に、将来に向けた改正のあり方を論ずる目的でとりまとめたものである。

今回の金融商品取引法案は、包括的かつ業態横断的な法制という目的の一つとしても、未だ本来あるべき姿とは言いがたい。柔軟化というもう一つの柱についても、改善すべき点が多く残されている。さらに、同法を巡る議論と同時進行的に、規制緩和を悪用したり、法規制の趣旨に反する一部企業やファンドの行動の問題、あるいは不十分な自主規制の問題が、資本市場に混乱をもたらす事態が拡大を見せたことは、憂慮すべきである。こうした昨今の問題にいかに対応すべきかは、今回の金融商品取引法案にもぎりぎりのタイミングで急遽反映された部分もあるが、今後、さらなる議論を尽くしていくべき点が残されている。

## Ⅱ. 横断化を徹底すべき点

### 1. 部分的に残る縦割り規制の問題

2005年12月に提出された投資サービス法（仮称）に関する金融審議会第一部会報告書が、その冒頭において、「幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備し、利用者保護を拡充」すること、及び「現在の縦割り業法を見直し、同じ経済的機能を有する金融商品には同じルールを適用する必要がある」と指摘したことは、以上に述べた同法の必要性の観点から見て、極めて妥当な主張と評価できる。

ところが、今国会に提出された金融商品取引法案においては、商品取引所法に基づく商品先物と不動産特定共同事業法に基づく不動産ファンドについては、

金融商品取引法の利用者保護規制と同様の規制を適用するとされるものの、金融商品取引法とは別の法律で規制され、監督官庁も別となる。これでは、同法が掲げる「横断化」が達成されたことにはならない。

利用者の立場から見て、商品先物や不動産ファンドも、リターンを目的としてリスク資金を投じていることに変わりなく、金融商品取引法が部分的にしか適用されず、他の投資商品とは監督官庁が異なるままになるということは行政の都合に過ぎない。

監督官庁の縦割りが残ることで、規制・監督の効率性も低下する。なぜなら投資性商品として売買される金融、商品、不動産に関する業者の監督や市場の監視は、要求される人的スキル、ノウハウ、制度インフラ等に共通のものが多く、本来、規制とそのエンフォースメントにおいて規模の経済や範囲の経済が大きく働くはずだからである。

経済界の立場から見ても、問題は深刻である。今日、投資家の間では、伝統的な投資商品だけではなく、商品や不動産等を含む広範な資産を投資対象とし、リターンを追求したり、分散投資を一層徹底することで、より高度なリスクコントロールを追求しようという傾向が強まっている。こうした投資家のニーズを反映し、伝統的な金融業務と商品取引業務、あるいは不動産取引業務との境界が融合しつつあるのである。

また、米国では、一つの取引所において、証券・金融商品の先物取引と商品先物取引の両方が行われている。欧州やアジア諸国の主要取引所では、証券の現物取引と、証券、金融、商品の先物取引が一体として行われている。グローバルな取引所間の競争において、投資家の利便性を追求し、多様な商品に関して包括的な取引サービスを提供することが、重要な戦略となっているのである。

不動産に関しても、REIT等を通じて証券市場参加者によって活発に取引されるようになった結果、利用価値と乖離して価格が形成されがちであったわが国の不動産市場において、金融商品同様、収益還元法による評価が普及し、リスク・リターンの観点から合理的な取引が拡大する方向に変化しつつある。

不動産特定共同事業法によるファンドも、不動産の収益を投資家に分配するという点ではREIT等と経済的には全く同じ機能を有しており、投資家は他の不動産投資商品はもとより不動産物件そのものへの投資、さらには通常の金融商品の間で、幅広くリスク・リターンを比較しつつ投資判断を行うようになってきているのである。

こうした経済実態の変化に法制度、監督当局のあり方がついていないというのがわが国の現状である。こうした問題こそ、金融商品取引法の制定を通じて、真っ先に正されなければならない点である。

## 2. 次善的対応策

仮に、今国会で成立が目指されている金融商品取引法の段階では、商品先物取引や不動産特定共同事業について、他の投資商品と同様の規制・監督に服せしめることが、現実的には極めて困難であるとするならば、①官邸主導のタスクフォースを設置し、省庁を超えた投資商品全体の規制のあり方を検討する\*、②関係する審議会の下に共同ワーキンググループを設置し、当面残ることになる規制上の差異について、具体的な問題点を整理し、改善のための工程表をとりまとめる、③金融商品取引法対象外の投資的商品全般を含めた利用者相談窓口の運営を先行的に検討する、といった対応を当面とっていくことが考えられよう。

## Ⅲ. 柔軟化を徹底すべき点

### 1. 一般投資家と特定投資家の区別のあり方

金融審議会第一部会の報告書では、法制定のもう一つの目的として、規制の簡素化・明確化や新たな金融商品設計の自由化を通じ、コストを抑えつつ金融イノベーションを促進し、多様化するニーズに応じた金融商品・サービスの提供を可能とすることが掲げられている。この目的を達成する手段として、金融商品取引法において大きな力点が置かれているのがプロの投資家とアマの投資家を区別し、プロに対する規制緩和を実現していくことである。

特定投資家（プロ）の範囲等については、法の成立後、府令で規定されることとなるが、具体的な内容を検討する場合、一般投資家（アマ）の対象をあまりに広範なものとしたり、一般投資家が特定投資家になることを選択可能とするための要件を限定的にすべきではない。欧米諸国が既にそうであるように、特定投資家の範囲を極力広く取り、また規制緩和も徹底したものにすべきである。

一般投資家として保護する対象を広くする方が、一見、利用者保護が徹底されるように思われるかもしれないが、監督やエンフォースメントのリソースが有限であることを考えると、真に保護されるべき投資家にリソースを集中すべきである。本来、自己責任で判断可能な投資家にまで全くのアマチュア並みの

---

\*米国においては、証券市場、金融市場、先物市場にまたがる課題を議論し、必要な対応を打ち出すため、「金融市場に関する大統領ワーキンググループ」が設置され、年数回、本会議や運営委員会が開催されている。メンバーは、FRB議長、SEC委員長、財務長官、先物監督機関であるCFTCの委員長。

保護を提供しようとすることは、かえって社会全体としてみた投資家保護行政の実効性を低下させるおそれがあることに留意すべきである。

また、特定投資家に適用が免除される規制としては、業者による一部の交付書面の免除などが示されているものの、特に、個人が特定投資家となる場合のメリットが分かりにくい。例えば開示制度上の目論見書の交付方法や必要性を合理的な範囲で見直す等の措置を導入し、特定投資家が機動的に特定投資家向け商品にアクセスできる姿とすることが考えられよう。

## 2. 他の様々な要因も考慮した規制の最適化

また現状では、金融イノベーションの促進や多様化するニーズへの対応のための措置としては、特定投資家と一般投資家を区別することが中心となっており、それ以外の措置が充分網羅されているとは言えない。いわゆる柔軟化を徹底させる上では、投資家が特定投資家か一般投資家か、という観点以外にも、商品の流動性、複雑性、リスクの程度、最低投資金額、募集人数や金額等、様々な要素の相違も最大限勘案しつつ、商品・取引ごとに追加的な規制強化・緩和の必要性をきめ細かく見極め、全体として最適な規制体系が構築されていくことが望まれる。

例えば、同じ一般投資家向けに販売・勧誘する場合であっても、リスクが極めて限定的な商品については、リスクの高い商品に比べて規制は緩和されてしかるべきであろう。

なお不招請勧誘の禁止は、適合性原則が遵守されにくい等の問題が大きい商品について、投資家の保護を図る観点から有効と考えられる。他方、禁止対象となった商品では、金融イノベーションが阻害されるおそれもある。従って当面その対象とされる「金融先物取引」についても、行政の適切な監督による投資者保護の確保が一定程度行われることとなった時点で、不招請勧誘の禁止対象からはずすなどの見直しが検討されるべきである。

## IV. 昨今の問題を踏まえた対応について

投資サービス法（仮称）に関する金融審議会第一部会報告書が昨年 12 月に提示された後に発覚したライブドア事件等により、証券市場の信頼性にかかわる新たな論点が生じている。こうした展開を踏まえ、金融商品取引法の今後のあり方を考える上では、以下のような観点についても重視されていくべきである。

## 1. 投資事業組合やファンドに関する会計ルール、開示ルールの整備

まず新たな論点への対策として、偽計や粉飾の手段としても利用され得る投資事業組合や投資ファンドの扱いを見直す必要がある。上記事件に留まらず、昨今、上場企業とファンドとの間の取引において、法律上あるいは会計上の論点が指摘されている。従って、企業会計基準委員会で見直しを検討中の取引相手である投資事業組合やファンドに関する明確な連結会計ルールに併せて、その開示ルールを整備し適用していくことが望まれる。この場合、複数のファンドが連鎖している場合があることに留意し、最終的に誰がどのような目的で全体のスキームを組み、誰がリターンを享受するのか、匿名性を悪用したマネー・ロンダリングやその他違法行為を意図しているものではないか、といった点を、把握しやすい仕組みを検討していくことが必要である。

## 2. 個人投資家保護の充実

昨今、立場の弱い消費者が、問題ある取引等の被害に遭う事件が大きな問題となっている。投資商品の取引においても、一般投資家の中でも特に大きな情報格差に直面する通常の個人投資家にとって、公平性・公正性が確保され、安心して投資をできる環境が整備されて初めて、自己責任を問うことができ、市場の健全な発展が望める。

こうした個人投資家保護の充実のための措置としては、本意見書の他の部分で触れられている点に加えて、ネット取引特有の問題が生じていることに鑑み、新たな検討の場を設けることが考えられる。また個人投資家が直面した問題を、時間と費用のかかる裁判によらず、その手前で処理する仕組みを金融商品横断的に整備することの妥当性について、検討を進めることも考えられよう。

## 3. エンフォースメント体制の強化

証券市場に対する投資家の信頼向上のためには、法規制の整備もさることながら、それが適切に執行される体制が整備されていなければならない。この点に関連し、証券取引等監視委員会の人員増強や独立性の強化が指摘されることが多いが、その際には、以下の点にも留意が払われる必要があろう。

第一に、高度化・複雑化する取引の番人として、必要なスキルを有する集団とすることである。質的充実を伴わない量的拡大は避けなければならない。また、証券業のみならず銀行業、保険業等、複数の金融サービス業を併せて運営する金融グループが内外で台頭していること、そもそも金融商品取引法の成立

により有価証券のみならず幅広い投資商品全般を視野に入れていく時代に入っていくことなどを踏まえると、独立性の強化といっても、米国 SEC のように証券市場関連部分のみを切り離して、特別の監督当局を設立することは、妥当ではない。

第二に、規制業務に従事するスタッフの量的、質的増強には時間がかかるため、既存の人的資源をより効率的に活用する工夫を併せて検討していくべきである。例えば、現状、金融庁、各証券取引所、証券業協会、日本銀行等、多数の機関で行われているオフサイトのデータ収集やオンサイトの検査や考査等における重複を解消すべきである。それぞれの立場によりデータ収集や検査・考査の目的は異なる点は理解できるが、重複も多く、改善の余地は大いにある。

第三に、何より大切なのは、次項で強調するように、そもそも官による監視の強化を期待する前に、まず参加者自らの自己改革の実現である。

#### 4. 市場参加者の自己規律と知見の向上

市場の良し悪しは、優れて参加者一人一人の意識と能力の水準に依存するのであり、市場の改革は政治や行政ではなく、まず民に始まり、民によって担われなければならない。

法規制は、市場参加者にとり、あくまで最低限犯すべからざる事項を定めたものに過ぎず、個々の参加者は、より高い自己規律に則った行動を目指すべきである。問題が生じるたびに、政治や官の庇護に安易に頼り、法規制のみが強化される事態に陥ってはならない。

とりわけ、投資商品の取引を業とする者は、市場という公共財の運営を支える主体として、他の参加者の範となる行動が期待される。業者は、効率的かつ公正な市場を運営するために、各種のルールや市場慣行を自らの意思で改善させていくべきである。また、市場運営に不可欠である情報インフラに関し、その信頼性、安定性、諸リスクに対する耐性等に不断の配慮を払い、その向上に向けた努力を怠ってはならない。

金融商品やその取引手法の高度・複雑化に伴い、業者による自治の仕組みが必要かつ有効であることから、証券取引所、証券業協会、その他金融商品取引法上の自主規制機関についても、金融審議会の報告書にあるように、自主規制機関による規則制定やその違反の制裁、利用者からの苦情処理等の機能を担うことが不可欠である。情報開示についても、法規制の強化を検討する以前に、一般消費者にとって分かりやすい開示がなされるよう、業界上げての真摯な努力が求められよう。

すべての基礎は、国民一人一人の金融・経済に関する知見が向上することで

ある。資産運用や資金調達、あるいは起業に関する基本的な知識の具備が、社会生活において不可欠との観点から、金融・経済教育の充実が一段と図られていかなければならない。とりわけ、経済活動における倫理や中長期的視野の重要性に関する認識を醸成していくことが目指されるべきである。

## V. おわりに

今回、金融商品取引法の成立により、金融ビッグバン以来10年越しの課題にようやく一定の決着を見ることは、大きな前進である。しかし本意見書で述べたように、現時点ではまだ完成形が示されたとは言えず、横断化と柔軟化という理念を最大限貫徹させていくことが必要である。また今後とも、証券市場を取り巻く新たな論点に機動的に対応していくことが重要である。今回の金融商品取引法を一つのステップとし、より優れた、国際競争力もある金融資本市場制度の実現を目指して、関係者が引き続き努力をしていくことを期待したい。

以上

## 金融・資本市場委員会

(敬称略)

### 委員長

氏 家 純 一 (野村ホールディングス 取締役会長)

### 副委員長

畔 柳 信 雄 (三菱東京UFJ銀行 取締役頭取)

永 山 治 (中外製薬 取締役社長)

八丁地 隆 (日立製作所 執行役副社長)

松 本 啓 二 (森・濱田松本法律事務所 弁護士・特別顧問)

水 嶋 利 夫 (新日本監査法人 理事長)

### 委員

荒 木 幹 夫 (日本政策投資銀行 理事)

石 原 仁 (トリスナー・クラインオート・ワッカー・スタイン証券 会長)

伊 藤 秀 俊 (フォーバライブ 取締役社長)

上 村 多恵子 (京南倉庫 取締役社長)

浮 田 萌 男 (竹中工務店 常務取締役)

江 崎 格 (商工中金 理事長)

枝 廣 泰 俊 (UBS銀行 東京支店長)

大久保 勉 (参議院 参議院議員)

太 田 資 暁 (東京海上日動あんしん生命保険 取締役社長)

大 橋 光 博 (西京銀行 取締役頭取)

大 森 康 彦 (ANTI-AGING DOCTORS 取締役会長兼社長)

岡 本 和 久 (I-Oウェルス・アドバイザーズ 取締役社長)

小野田 隆 (三井住友海上火災保険 相談役)

梶 田 邦 孝 (全日本空輸 常勤監査役)

門 脇 英 晴 (日本総合研究所 理事長)

兼 坂 光 則 (新光証券 取締役会長)

蒲 野 宏 之 (蒲野綜合法律事務所 代表弁護士)

神 崎 泰 雄 (日興シティグループ証券 特別顧問)

菊池 廣之	(極東証券 取締役社長)
北尾 吉孝	(SBIホールディングス 代表取締役CEO)
木原 康	(ひまわり 取締役社長)
清田 瞭	(大和証券グループ本社 取締役副会長)
久保田 勇夫	(ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ, L. L. C. 会長)
小池 雅治	(野村証券 顧問)
小井戸 雅彦	(日本総合研究所 特別顧問)
河野 栄子	(リクルート 特別顧問)
後藤 博信	(野村総合研究所 監査役)
五味 雄治	(プライスコォーターハウスコーポラス マネジメント 取締役会長)
今野 由梨	(ダイヤル・サービス 取締役社長・CEO)
斉藤 惇	(産業再生機構 取締役社長兼産業再生委員)
斎藤 聖美	(ジェイ・ボンド証券 取締役社長)
酒井 重人	(スイス・リー・キャピタルマーケット証券会社 東京支店 在日代表 取締役 東京支店長)
佐藤 義雄	(住友生命保険 常務取締役)
篠田 紘明	(バンテック・グループ・ホールディングス 取締役社長)
渋澤 健	(シブサワ・アンド・カンパニー 代表取締役)
渋谷 耕一	(リッキービジネスソリューション 代表取締役)
白川 祐司	(日興シティグループ証券 相談役)
陳野 浩司	(あおぞら銀行 専務執行役員)
神農 雅嗣	(セレコーポレーション 取締役社長)
高須 武男	(バンダイナムコホールディングス 取締役社長)
高塚 優	(パシフィックマネジメント 取締役社長)
高野 和夫	(日立キャピタル 執行役社長)
竹内 透	(だいこう証券ビジネス 取締役社長)
竹田 駿輔	(オリックス 取締役兼執行役副会長)
田沼 千秋	(グリーンハウス 取締役社長)
田幡 直樹	(アールエイジェイ インターナショナルジャパン シニアアドバイザー)
津川 清	(リーマン・ブラザーズ証券会社 最高顧問)
同前 雅弘	(大和日英基金 副理事長)
富樫 直記	(フューチャーフィナンシャルストラテジー 代表取締役)
徳中 暉久	(ユニフィナンシャルホールディングス 取締役社長)

外 村 仁	(ブラックロック・ジャパン 常任顧問)
内 藤 碩 昭	(三菱東京UFJ銀行 名誉顧問)
永 井 秀 哉	(日本曹達 常任監査役)
中 井 稔	(グローバル経営研究所 マネージング・パートナー)
長 岡 聰 夫	(日本航空インターナショナル 顧問)
中 澤 忠 義	(東京工業品取引所 特別顧問)
長 野 彪 士	(西村ときわ法律事務所 弁護士)
中 野 正 健	(嘉悦大学 副学長 教授)
中 村 雅 信	(BNPパリバジャパン 取締役社長)
永 山 妙 子	(カリヨン証券会社 東京支店 副支店長)
夏 目 誠	(東日本キョスク 取締役社長)
野 口 章 二	(飯野海運 取締役会長)
外 立 憲 治	(外立総合法律事務所 代表弁護士)
早 川 恒 雄	(千葉銀行 相談役)
早 崎 博	(住友信託銀行 特別顧問)
原 丈 人	(デフタ グループ 取締役グループ会長)
原 田 滋	(機械産業記念事業財団)
タブ バワーズ	(マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン ディレクター)
平 井 幹 久	(アトラス・パートナーズ 取締役社長)
平 尾 光 司	(住友信託銀行 監査役)
廣 瀬 修	(サーベラス ジャパン 経営諮問会議 副会長)
広 瀬 駒 雄	(ジョイント・コーポレーション 取締役)
福 島 吉 治	(F&Kコンサルティング 取締役会長)
藤 森 義 明	(日本ゼネラル・エレクトリック 取締役会長)
藤 原 暁 男	(UFJニコス 取締役会長)
古 川 英 昭	(電通国際情報サービス 代表取締役最高経営責任者)
古 田 英 明	(縄文アソシエイツ 代表取締役)
前 田 晃 伸	(みずほフィナンシャルグループ 取締役社長)
増 渕 稔	(日本証券金融 取締役社長)
松 村 謙 三	(プリヴェチャーリッヒ企業再生グループ 取締役社長)
三 國 陽 夫	(三國事務所 代表取締役)
水 上 博 和	(あおぞら銀行 取締役社長)

三 谷 隆 博	(日本アイ・ビー・エム 特別顧問)
ジャン フランソワ・ミニエ	(トレスナー・クラインホート・ワッサースタイン証券 常務取締役東京支店長)
三 宅 純 一	(千葉商科大学大学院 客員教授)
宮 崎 徹 夫	(J F Eホールディングス 監査役)
宮 原 明	(富士ゼロックス 特別顧問)
村 上 世 彰	(M&Aコンサルティング 代表取締役)
目 崎 八 郎	(アフラック (アメリカファミリー生命保険) シニア アドバイザー)
森 敏 光	(みちのく銀行 顧問)
谷 代 正 毅	(富士重工業 監査役)
安 陽 太 郎	(十字屋証券 取締役社長)
柳 省 三	(日本スポンサーズチュアート シニア ディレクター)
山 口 公 生	(日本政策投資銀行 副総裁)
山 口 泰	
吉 村 幸 雄	(世界銀行 副総裁兼駐日特別代表)
チャールズD.レイク II	(アフラック (アメリカファミリー生命保険) 副会長)
若 月 三喜雄	(アクサジャパンホールディング 取締役会長)
若 林 勝 三	(日本地震再保険 取締役会長)

以上105名

(2006年4月11日現在)